

フランス倒産規則 仮訳 (二・完)

小 梁 吉 章

第 III 編：裁判上の更生

第 I 章：手続開始

第 1 節：裁判所の係属と決定

170 条：裁判上の更生手続開始の申立ては法人の法定代表者または自然人債務者により管轄地の裁判所書記課へ提出される。

この申立てには、最終決算期末の会計書類と申立ての日に作成した以下の書類を添付する。

- 1) 支払日の到来した債務と処分可能資産の状況および支払停止宣言
- 2) 63 条にいう登記抄本
- 3) 作成して 1 ヶ月以内の資金状況表
- 4) 申立ての日の被用者数とその氏名住所、最終決算日で評価された、上記の 1983 年 11 月 29 日規則 17 条 5 項の規定に従った売上高
- 5) 債権と債権者の名と居所 (domicile) を示した負債表、被用者については未払い額の総計
- 6) 担保状況表と簿外負債状況表
- 7) 債務者の資産の簡単な明細
- 8) 会社負債に連帯して責任を負うメンバーを含む法人ならば、その者の名と居所を付した一覧表
- 9) 企業委員会代表またはすでに選任されているならば裁判所が審尋すべき地域従業員代表の氏名と住所 (adresse)
- 10) 申立ての前 18 ヶ月以内に特別受任者の選任または調停手続がないこと、またはそうでない場合はこの選任または手続開始とその日付と担当した

裁判所を記した誓約書

- 11) 債務者が法令上の資格を要する、またはその資格が保護される自由職を営むときは、職業団体または担当当局の明示
- 12) 債務者が環境法典第 V 部第 I 編の意味で分類される設置物を有するときは、許可または届出の写し

これらの書類は、債務者により日付を付し、署名し、正確であることを証する。

これらの書類のうちいくつかは提出できないまたは不完全にしか提出できない場合、申立てに添付できない理由を示す。

171 条：債権者の申立てには、債権の性質と金額を記し、債務者の支払停止を明らかにする証拠となるものを含まなければならない⁽²⁰⁾。農業経営であるときは、債権者は申立てに、調停人の選任のために大審裁判所に係属したことの書記課による証明を添付する。

裁判上の更生手続の開始申立ては、職権によって、すべての他の申請に先立って行われ、他の申請は受理されないことがある。

172 条：職権で係属する場合、裁判長は書記課の注意の下に、定める日に出頭するよう、司法執行吏の証書によって、債務者を呼び出す。

呼出状には、裁判長が職権で係属した理由を示す事実に関する覚書を添付する。

書記課はこの覚書の写しを検事局に送る。

(20) 旧倒産法 (1985 年法) の下では、1985 年 12 月 27 日規則 7 条が「債権者の申立てには、債権の性質と金額を明記し、債権回収のために行われた手続または執行があればこれを含めなければならない」と規定し、1994 年 10 月 21 日規則 15 条 I は、この「があれば」を削除したため、実務では債権者がその債務者についての裁判上の更生手続の開始を申し立てるには、必ずその前に個別執行の申立てを行いそれが不調であったことを要するものとしていた。今回の改正は、個別の執行の申立ての要件を廃止し、支払停止の証明 (または疎明) を要するとしているようである。今後の運用が注目される。

173 条：検事局が手続開始を請求するときは、裁判所に請求の理由となる事実を示すルケートを提出する。裁判長は、書記課を通じて、定めた日に出頭するように、司法執行吏の証書によって、債務者を呼び出す。

呼出状には検事局のルケートを添付する。

174 条：商法典 L631-3 条 2 項に定める場合、裁判所が職権で係属、または検事局の請求により係属するときは、本規則の 172 条と 173 条は住所の知れた債務者の相続人に適用される。住所の知れない相続人がいるならば、職権で係属した、または検事局、管理人、または法定代理人のルケートで係属した大審裁判長は代理人を選任する。

175 条：裁判上の更生手続の開始決定を取り消す控訴院は、職権で裁判上の更生手続を開始することができる。

176 条：本節の規定に反しないかぎり、51 条から 55 条、57 条から 59 条、61 条から 64 条は裁判上の更生手続に適用される。

177 条：場合によって、書記課は、追及する債権者に、52 条 2 項にいう報告を書記課で閲覧できることを指摘し、同時に期日を通知する。

178 条：53 条の適用については、考慮すべき被用者数は申立ての日または職権で係属する場合には債務者の呼出しの日で評価する。

179 条：55 条の適用については、決定が即時にできないならば、宣告の日は債務者に、場合によって追及する債権者に知らされる。

180 条：債務者が裁判上の更生手続の開始に必要な条件を充足していないときは、裁判所は申立てを却下する。

裁判所が裁判上の清算手続の開始のために職権で係属しなければならないと判断するならば、172 条の規定を適用する。

181 条：手続開始決定は、債務者が申立人のときは、宣告から 8 日以内に書記課によって債務者に通知される。債務者が申立人でないとき、同様の期間内に債務者に送達される。

この決定は、さらに、書記課の注意の下、同じ期間内に、検事局のほか、上

訴することのできる者に送達される。

182 条：裁判所が支払停止日を変更する決定は、債務者に通知され、61 条にいう者に通知され、63 条の公告の対象となる。

183 条：会社の持分権が商法典 L631-10 条に定める特別口座に移された経営者の申請があれば、管理人はその者に会社の総会に参加することのできる証明書を渡す。

裁判所の異なる決定がないかぎり、更生計画の承認または終結後に、もっとも注意深い関係者の申請に応じて、特別口座を終了させる。

同法典 L626-4 条を適用して会社持分、株式または投資証明書または議決権の譲渡不能または譲渡が宣告された場合、譲渡命令または譲渡不能を解除決定が既判力を得た後に特別口座は終了する。

184 条：商法典 L631-11 条が定める報酬または助成金は、管理人と特別代理人の意見に従い、主任官によって定められる。

第 2 節：手続機関と監査委員

185 条：65 条から 75 条は、69 条の 1 項を除いて、裁判上の更生手続に適用される。

第 II 章：手続の進行

第 1 節：管理人の任務の変更

186 条：77 条は裁判上の更生手続に適用される。

第 2 節：観察期間中の保全処分

187 条：78 条から 81 条は裁判上の更生手続に適用される。

第 3 節：観察期間中の事業経営

188 条：82 条から 84 条は裁判上の更生手続に適用される。

第4節：観察期間中の事業活動の遂行

189条：本節の規定に反しないかぎり，85条と88条から95条は，裁判上の更生手続に適用される。

190条：管理人が選任されているとき管理人は，85条から91条を適用し債務者に帰属する情報提供義務を負う。

191条：92条の適用については，管理人が単独で事業を管理する任務を負うときは，届出義務は管理人が負う。

95条の適用については，管理人はその任務のいかんを問わず参加する。

192条：

I：商法典L631-15条IIを適用した事業活動の部分的譲渡の命令は，61条にいう者に通知され，63条にいう登記に付記される。

II：裁判上の清算の宣告のため，裁判所はルケートの方式または，場合によって，172条または173条に定める方式と手続により係属する。

裁判上の清算の決定は宣告から8日以内に債務者に通知される。債務者が申立人でないときは，債務者に同様の期間内に送達される。

この決定は，さらに，書記課の注意の下，同じ期間内に，検事局のほか，上訴することのできる者に送達される。

決定は61条にいう者に通知され，63条にいう登記に付記される。

193条：商法典L631-16条を適用して，裁判所が手続を終了する決定の後，遅滞なく，151条と152条のいうところに従い裁判上の受任者は任務終了報告を提出する。報告は61条にいう者に通知され，63条にいう公告の対象となる。153条が適用される。

第5節：観察期間中の被用者の地位

194条：商法典L631-17条を適用し主任官により行われた命令は，解雇が認められた被用者の数と関係する職務と職種を示す。

命令は企業委員会，またはそれがなければ地域従業員代表，場合によっては

被用者代表に通知される。命令は検事局、管理人と法定代理人に送られる。

第6節：債権届け

195条：96条から101条は裁判上の更生手続に適用される。

第7節：経営関係・労働関係・環境報告書の作成

196条：102条は裁判上の更生手続に適用される。ただし、管理人が選任されているとき管理人は、本条を適用した債務者に帰属する情報義務を負う。

第8節：債権調査と確定

197条：1項を除く103条、104条から112条は裁判上の更生手続に適用される。

債権調査は、債務者の出席、または管理人が事業の管理を担うならば、債務者を呼び出し、管理人の出席、または場合によっては選任された監査委員を出席または適式に呼び出して、法定代理人により行われる。

第9節：債務者の配偶者の権利

198条：債務者の配偶者は共同体の財産の売却を許可する決定に先立ち、審尋され、または適式に呼び出されなければならない。

手続の途中で、債務者と配偶者の間に存在する共同体の解除が第三者に対抗できるようになったときは、この配偶者は不分割の財産の売却を許可する決定に先立ち、審尋され、または適式に呼び出されなければならない。

第10節：動産の売主の権利、取戻権、回復権

199条：114条から117条は裁判上の更生手続に適用される。

第11節：労働契約から生ずる債権の決済

200条：118条から124条は裁判上の更生手続に適用される。

201条：裁判上の更生手続開始決定の日に、労働審判所に裁判が係属しているときは、紛争の対象と事情に関する情報および証拠は、法定代理人によって、労働法典L143-11-4条にいう機関で、商法典L631-18条に従って労働審判所に参加した機関に渡される。

第12節：計画案

202条：125条から132条は裁判上の更生手続に適用される。

ただし、商法典L626-3条の適用については、経営者が行わないならば、管理人は総会を招集する。

第13節：計画決定

203条：134条を除き、133条から161条は裁判上の更生手続に適用される。

204条：商法典L631-19条Ⅱを適用し、管理人または債務者が計画の中で経済的理由に基づく解雇を予定するときは、以下の書類を書記課に提出した報告に添付するか、または期日に提出する。

- 1) 労働法典L321-9条を適用して協議した企業委員会または地域代表記録
 - 2) 労働法典L321-8条を適用して解雇案を行政当局に通知した書状写し
- 計画決定は解雇が認められた被用者の数と関係する職務と職種を示す。

第14節：債権者委員会

205条：162条から168条は裁判上の更生手続に適用される。

第15節：法定管理人不在の場合の特則

206条：169条は裁判上の更生手続に適用される。法定代理人は183条により管理人に帰属する機能を遂行する。

第 16 節：事業の一部または全部の譲渡

207 条：管理人が選任されているとき管理人は、商法典 L631-22 条を適用して譲渡すべき事業または一ないし複数の事業分野を書記課に通知する。管理人は、同法典 L631-13 条を適用してオファーの提出期間を定める。書記課はこの情報を一般に開示する

管理人は、オファーの提出期間を法定代理人と監査委員に知らせる。

すべてのオファーは、定めた期間内に管理人に通知されなければならない。債務者、被用者代表、法定代理人と監査委員の合意がある場合を除き、管理人によるオファーの受領から裁判所がオファーを検討する期日までの期間は少なくとも 15 日とする。

208 条：252 条から 267 条は商法典 L631-22 条にいう譲渡に適用される。

209 条：事業の全部または一部の譲渡が命じられたときは、手続は商法典 L621-3 条に定める範囲で、場合によって債務者の更生計画の決定または清算のために遂行される。

210 条：商法典 L631-22 条を適用して、事業の全部または一部の譲渡が裁判所によって命じられたときは、管理人によって証書が作られても法定代理人が対価を受領する。

債務者が更生計画を遂行するときは、法定代理人は対価を計画遂行監督員に渡す。

債務者が裁判上の清算に服するときは、法定代理人は清算人の資格で対価を保有するか、裁判所が選任する清算人にこれを渡す。

第 17 節：手続終結

211 条：管理人と法定代理人の任務終了報告が主任官によって承認されたときは、手続は裁判長による終結決定の対象となる。

この決定は、上訴の対象とならない裁判上の行政措置である。

決定は 61 条にいう者に通知され、63 条にいう登記に付記される。

第 IV 編：裁判上の清算

前章：裁判上の清算手続開始条件

212 条：裁判上の清算手続開始の申立ては、170 条から 174 条に定めるところによる。

明らかに更生が不可能であることを示すような事実が、債務者の申立て、債権者への呼出し、検事局のルケート、職権で係属する場合の裁判長の覚書または裁判所によって命じられた裁判官の報告に添付される。

213 条：裁判上の清算手続の開始決定または宣告を取り消す控訴院は、職権で裁判上の清算手続を開始または宣告することができる。

第 I 章：裁判上の清算決定

第 1 節：裁判所の係属と決定

214 条：本節の規定に反しないかぎり、51 条と 52 条、54 条と 55 条、57 条から 59 条、61 条と 62 条は裁判上の清算手続に適用される。

215 条：場合によって、書記課は、追及する債権者に、52 条 2 項にいう報告を書記課で閲覧できることを指摘し、同時に期日を通知する。

216 条：清算人が商法典 L812-2 条に定めるリストに登録されていないときは、法定代理人に適用される 54 条の規定は、裁判所により選任される清算人に適用される。

217 条：55 条の適用については、決定が即時にできないならば、宣告の日は債務者に、場合によって追及する債権者に知らされる。

218 条：債務者が裁判上の清算手続開始に求められる条件を充足していないときは、裁判所は申立てを却下する。

裁判所が裁判上の更生手続の開始のために職権で係属しなければならないと判断するならば、172 条の規定を適用する。

219 条：裁判上の清算手続開始の決定は、宣告から 8 日以内に書記課によって、債務者に通知される。債務者が申立人でないときは、決定は債務者に同

じ期間内に送達される。

この決定は、さらに、書記課の注意の下、同じ期間内に、検事局のほか、上訴することのできる者に送達される。決定は 61 条にいう者に通知される。

220 条：裁判上の清算手続開始決定は、63 条の公告の対象となる。

ただし、商法典 L661-1 条を適用した検事局の控訴または 328 条 2 項により命じられた仮執行の停止の場合には、公告は宣告から 8 日以内に控訴院書記課によって送られる控訴院の決定を見た上で、裁判所の書記課によって行われる。

221 条：清算人が商法典 L812-2 条に定めるリストに登録されていないときは、法定代理人に適用される 62 条の規定は、裁判所により選任される清算人に適用される。

222 条：裁判所が支払停止日を変更する決定は、債務者に通知され、61 条にいう者に通知され、63 条の公告の対象となる。

第 2 節：簡易の裁判上の清算の適用条件

223 条：簡易の裁判上の清算手続の適用については、商法典 L621-4 条 2 項に定める限度は、税を控除した売上高については 75 万ユーロ、被用者数は 5 人とする。

売上高は、上記の 1983 年 11 月 29 日規則 17 条 5 項の規定に従う。最近の決済記末日で評価する。

5 人の被用者の数は、手続開始以前の 6 ヶ月間超えてはならない。

第 3 節：手続機関と監査委員

224 条：69 条 1 項と 71 条を除いて、65 条から 75 条は、手続機関と監査委員に適用される。

主任官は、67 条のいうところに従い、清算人の行為に対する異議について判断する。

70 条と 73 条を適用して法定代理人に帰属する情報提供義務は清算人が負う。

225 条：商法典 L641-1 条 II を適用して、裁判所に清算人の交替の申立てがあったときは、72 条が適用される。一ないし複数の清算人の追加の申立ても同様とする。

226 条：主任官と監査委員の任務は、清算人の任務終了報告が承認された日に終了する。

第 4 節：保全処分

227 条：78 条から 81 条は裁判上の清算手続に適用される。清算人はこの規定により法定代理人に帰属する機能を遂行する。

228 条：主任官は、債務者の財産の全部または一部に封印の貼付を命ずることができる。この場合、死後封印の規則⁽²¹⁾による。

貼付を命じた主任官に封印の貼付が通知される。

債務者が法令上のまたはその資格が保護される自由職を営むときは、封印の貼付は職業団体または当局の出席を得て行う。

229 条：主任官の命令により封印を免がれた財産、書類と物は遅滞なく、財産確認を担当する者による評価とともに確認される。その状態は簡単に封印貼付記録に記される。

230 条：清算人または管理人が選任されているとき管理人は、財産確認作業のため封印の解除を求める。

第 5 節：事業活動の維持

231 条：事業活動の維持は、農業経営に適用される規定に反しないかぎり、商法典 L641-10 条に定めるところに従い、3 ヶ月を超えない期間で認められる。

(21) 新民事訴訟法典 1304 条以下に相続の場合の封印について規定がある。

許可は検事局の請求により、一回、同じ期間延長することができる。

232 条：裁判所が事業管理のため管理人を選任する下限は 53 条が定める限度に等しい。

233 条：清算人または裁判上の清算の開始または宣告後に事業の管理を担う管理人は、主任官と検事局に事業活動の継続期間の終了時に、事業活動の結果を報告する。

第 6 節：停止された裁判と継続していた順位に従った配当手続

234 条：94 条と 95 条は、裁判上の清算手続に適用される。

235 条：94 条の適用については、資金は配分のため清算人に渡される。

観察期間中に裁判上の清算が宣告された場合、法定代理人は配分のため資金を清算人に渡す。

第 7 節：債権届け

236 条：96 条から 100 条は裁判上の清算手続に適用される。清算人はこれらの規定により法定代理人に帰属する機能を遂行する。

237 条：商法典 L622-28 条 2 項を適用して停止された訴訟と執行手続は、裁判上の清算宣告決定の証拠文書に基づき、同条最終項にいう保証の受益人債権者のイニシアティブにより再開される。

同法典 L622-28 条 3 項を適用し、この債権者は上記の 1992 年 7 月 31 日規則 210 条以下に定めるところに従い保全処分を行うことができる。

第 8 節：債権調査と確定

238 条：清算人は就任後 2 ヶ月以内に、資産と優先債務および一般債務を評価した状況表を主任官に渡す。

同表を見て、清算人の意見を徴して、主任官は、商法典 L641-4 条に従い、一般債権の調査を行い、または継続する余地の有無を決定する。

239条：103条から112条は、裁判上の清算手続に適用される。清算人はこれらの規定により法定代理人に帰属する機能を遂行する。

240条：救済または裁判上の更生手続の途中で裁判上の清算が宣告されたときは、清算人は、104条にいう債権表を完成する。清算人は完成された同表を書記課に提出する。すべての債権者は閲覧することができる。

第9節：債務者の配偶者の権利

241条：債務者の配偶者は共同体の財産の売却を許可する決定に先立ち、審尋され、または適式に呼び出されなければならない。

手続の途中で、債務者と配偶者の間に存在する共同体の解除が第三者に対抗できるようになったときは、この配偶者は不分割の財産の売却を許可する決定に先立ち、審尋され、または適式に呼び出されなければならない。

第10節：動産の売主の権利、取戻権、回復権

242条：114条から117条は、裁判上の清算手続に適用される。清算人はこれらの規定により法定代理人に帰属する機能を遂行する。管理人が選任されないときは、清算人はこれらの規定で管理人に帰属する任務を遂行する。

243条：回復の請求の対象とならない財産は、所有者に対する催告から1ヶ月経過後、商法典第VI部第IV編に定める形式に従って売却することができる。この催告は、手続開始次第送ることができ、清算人によって、受取確認依頼付き書留便によって、所有者の知れたる住所に送られる。

売却対価は、清算人によって国立貯蓄供託金庫に寄託され、費用を控除して、清算人によって、受取確認依頼付き書留便によってこの旨通知された債権者のものとなる。手続終結後、このように寄託された金銭は裁判長の命令に基づき、国立貯蓄供託金庫によって、債権者または権利を有する者に返される。

第 11 節：労働契約から生じる債権の決済

244 条：118 条から 124 条は、裁判上の清算手続に適用される。清算人はこれらの規定で法定代理人に帰属する任務を遂行する。清算人は 118 条 2 項により債務者が負う義務を果たす。

245 条：裁判上の清算手続開始決定の日に、労働審判所に裁判が係属しているときは、紛争の対象と事情に関する情報および証拠は、清算人によって、労働法典 L143-11-4 条にいう機関で、商法典 L641-14 条に従って労働審判所に参加した機関に渡される。

246 条：裁判上の清算人は、税務当局に労働法典 L143-11-1 条から L143-11-3 条を適用して、同法典 L143-11-4 条にいう機関によって支払われた金額を届け出る。

第 12 節：その他の規定

247 条：

I：債務者が法令上のまたはその資格が保護される自由職を含むときは、裁判所は、手続の開始のときに、職業団体または当局の行為を行うために、場合によって職業団体または当局の代表者を選任する。

この代表者はこの任務を職業団体または当局の現職または退職したメンバーに委任することができる。

II：商法典 L631-11 条に定める報酬または助成金は、管理人と特別代理人の意見に従い、主任官によって定められる。

I の適用について、主任官は職業団体または当局の行為をする者の報酬を定める。

248 条：清算人は、商法典 L641-10 条を適用して許可された事業活動の維持の間、清算決定から 6 ヶ月間またはそれを超えて、債務者の銀行または郵便預金口座をその署名で操作することができる。これらの口座のその後の使用は、検事局の意見の後に渡される主任官の許可に従う。

事業活動の維持の場合、管理人が選任されるときこの規定を管理人に適用する。

249条：商法典L641-17条にいう四半期情報のほかに、清算人はいつでもその請求により、少なくとも毎年12月31日に、主任官と共和国検事に以下を示す清算報告を渡す。

- 1) 認められた債務金額、これがないときは債権調査表
- 2) 資産換価の状況
- 3) 債権者への配当状況
- 4) 国立貯蓄供託金庫の保有されている金額状況
- 5) 手続の進行と終結の見込み

債務者とすべての債権者はこの報告を書記課で閲覧することができる。

250条：商法典L641-13条Iにいう債権⁽²²⁾の一覧表は、同条IVを適用して、管理人が選任されているとき管理人または清算人に知らされ、清算の開始または宣告の決定の公表から6ヶ月が経過してから、または場合によっては、事業の譲渡計画の決定から1年の経過後に、清算人によって書記課に提出される。すべての関係人は閲覧することができる。書記課はこの提出について民商事公報に公表する。

すべての関係人は、公表から1ヶ月以内に主任官に対してこの一覧表に異議を述べることができる。

主任官により却下された債権は商法典L622-24条にいうところに従い届けられたものとみなす。

251条：商法典L641-15条を適用して、清算人は、主任官の命令により、法

(22) 新倒産法L641-13条Iは、「裁判上の清算を開始するまたは宣告する決定の後、または、後者の場合、先行する救済または裁判上の更生手続の開始決定の後、手続の進行の必要上、または従前の観察期間の必要上、あるいは債務者に提供されたもののために、これらの決定以降の職業活動のために適法に生じた債権は、その期日に支払われる」と規定する。

人の法定代理人または債務者自然人あるいは有益な情報を受けることのできる債務者のすべての被用者に対して、自動的に、清算人が示すメール・アドレスに職業上のメッセージをメールで送るように求めることができる。

このために、清算人は、債務者のすべての被用者の補助を求めることができる。

主任官の命令はメールを清算人に送る者を選任する。

清算人は遅滞なく、職業上の性質を有する送付メールを削除する。

清算の終結のときに、清算人は保管していた送付メールを削除する。

第 II 章：資産換価

第 1 節：事業譲渡

252 条：

I：オファーの提供者は、商法典 L642-3 条 1 項に定める無資格に該当しないことを宣誓し、提出する義務があるときは、最近の三期の決算書と決算見込みに関する年次計算書類を添付する。同法典 L642-2 条 IV を損なうことなく、オファーとその添付書類は、主任官と共和国検事にのみ通知される。

II：同法典 L642-2 条 V にいうところに従い行われたオファーの変更は、清算人または管理人が選任されているとき管理人によって、L642-2 条 VI にいう者に通知される。

対審で討議される期日以降にオファーを変更することはできず、変更は受領されない。

事案を後日の期日へ送る場合、裁判所は新しいオファーの提出期間を設定することができる。

253 条：譲渡計画の議論を検査局の出席を得て行う必要のある商法典 L642-5 条 2 項に定める限度は、53 条に定める限度に等しい。

254 条：譲渡計画を定める討議期日に呼び出される者は、133 条に定める方法により招集される。

255条：譲渡計画を定める決定は、書記課により61条にいう者に通知され、63条にいう登記に付記される。

これは、書記課の注意の下、決定日から8日以内に、共和国検事のほか、上訴することのできる契約の相手方、賃貸人に送達される。

256条：譲渡行為が完了次第、清算人または管理人が選任されているとき管理人は、報告を行う。この報告は裁判所書記課に提出される。

257条：事業譲渡の対価は、清算人によって、本編第Ⅲ章第1節の規定に従い配分される。

譲渡がフォン・ド・コメルスに関わるときは、譲受人は、対価を支払った後、主任官にフォン上の登記の抹消の宣告を申し立てることができる。284条の規定が適用される。ただし、滌除の証拠書類は要しない。

258条：商法典L642-6条を適用して提出される請求は譲受人の書記課への届出によりなされる。

譲渡計画の変更の決定は、書記課により61条にいう者に通知され、63条にいう登記に付記される。

これは、書記課の注意の下、決定日から8日以内に、共和国検事のほか、上訴することのできる契約の相手方、賃貸人に送達される。

259条：譲渡計画の変更の討議期日に呼び出される者は、133条に定める方法により招集される。

260条：裁判所が、商法典L642-7条にいう契約の譲渡を宣告するように、またはL642-12条にいう担保の譲渡を証するように求められたとき、一ないし複数の契約の相手方または一ないし複数の担保権者は、管理人が選任されているとき管理人の、または清算人の指摘により、期日の少なくとも15日前に書記課によって受取確認依頼付き書留によって期日に呼び出される。

261条：商法典L642-7条最終項を適用して、ファイナンス・リース契約の対象の財産の価値について当事者間で意見が不一致であるときは、裁判所は必要があれば専門家に徴して、譲渡計画の中で、またはこれがなければ、一方

または他方の当事者のルケートにより価値を定める。

L642-7 条の意味で払うべき金銭は、譲受人により清算人に支払われ、清算人は遅滞なく、レッサーに引き渡す。そうしなければ、支払いは無効となる。この金銭が開始決定の日に未払いの賃借料に関するものであるときは、レッサーの認められた債権から控除される。

262 条：管理人は商法典 L642-8 条に従った計画の遂行行為の履行を主任官に報告する。

管理人がその任務を完了したときは、151 条と 152 条にいうところに従い任務終了報告を書記課に提出する。153 条が適用される。

263 条：商法典 L642-10 条に定める譲渡不可措置は、清算人の注意の下、譲渡不可と宣告された財産とそこに付帯する権利が記述された登記、またはそれがなければ 63 条にいう登記に付記される。

公告には譲渡不可期間を記す。

264 条：主任官と共和国検事に宛てられ、書記課に提出される報告で、清算人は譲受人による計画の不履行を指摘する。

商法典 L642-11 条 2 項の適用について、譲受人は裁判所により審尋されるために、書記課によって受取確認依頼付き書留便により呼び出される。

他の期日に呼び出される者は、133 条に定める方法により呼び出される。

裁判所は同法典 L642-5 条 1 項と 2 項のいうところに従い、譲渡計画の解除を宣告する。

譲渡計画の解除を宣告する決定は、書記課により 61 条にいう者に通知され、63 条にいう登記に付記される。

これは、書記課の注意の下、決定日から 8 日以内に、共和国検事のほか、上訴することのできる者に送達される。

265 条：裁判所は商法典 L642-12 条が求める条件が充足されることを検証し、計画決定で負担が移転された担保を証する。

決定の抄本は、書記課によって 260 条にいう者に宛てられる。

266条：商法典 L642-12条3項に定める場合、譲受人は事前に清算人に譲渡された財産のすべての譲渡の計画を通知する。譲受人はまた譲渡が同法典 L642-2条Ⅱ第7号にいうところに従いオファーを提出したときには予定されていなかったならば、裁判所にこの旨通知する。

1項の条件でまたは職権で譲受人から通知されて、清算人は遅滞なく、主任官と追求権を有する債権者がいるならばこの債権者に知らせる。

267条：主任官と共和国検事に宛てられ、書記課に提出される報告の中で、清算人は、営業財産賃貸借の財産について、および営業用財産賃借人による債務不履行を指摘する。この報告には営業用財産賃借人の意見を記し、場合によって計画を遂行させるための解決を提案する。

第2節：債務者の財産の譲渡

第1小節：不動産売却

268条：商法典 L642-18条を適用して不動産差押えまたは任意売却の方法で不動産売却を命じ、または許可する主任官は以下を定める。

- 1) 売却すべき個々の財産の価格と売却の主な条件
- 2) 財産の価格、性質と状況を考慮した公告方法

同法典 L643-2条を適用して、債権者により売却が追及されたときは、値決めは追及する債権者との合意を得た上で決定する。

主任官は、この価格に達する競落がない場合、価格を主任官が定める以下の額とすることができる。

269条：命令は、書記課の注意の下、債務者と確定した債権者については命令の中に示された選出住所に、また不動産一般優先権を享受する債権者に、受取確認依頼付き書留便により通知される。

命令は民法典 2217条と民事訴訟法 673条に定める支払命令に代用する。命令は清算人または追及する債権者の注意の下に、民事訴訟法 674条の支払命令に予定されたところに従い財産の抵当権登記に公告される。

支払命令が事前に公表されていても、抵当権保全吏はこの命令の公告を行う。事前の支払命令は命令の公表の時から効力を失う。

270 条：商法典 L642-18 条 2 項に定める場合、主任官は債務者を審尋し、または適式に呼び出して、清算人に裁判上の清算手続開始決定により停止した不動産差押手続の再開を認める。主任官は価格を定め、不動産差押手続が公告以後に停止していたならば、実行すべき旨の新しい公告を定める。

主任官の命令は、清算人の申立てにより、抵当権記録に公告された命令の写しの余白に付記する。

不動産差押手続をとった債権者は、受取証と引換えに、清算人に追及の書類を渡す。手続費用は順序に従って返される。

271 条：追及者または委任された公証人は台帳を作成する。

台帳には、売却を命じ、または許可した命令を示し、売却すべき財産を指定し、売却価格と条件および 290 条に定める規則に従った支払方法を示す。

272 条：清算人は、代理人の資格で、債務者の不動産の競落人になることはできない。

273 条：不動産差押えによる売却は、民事訴訟法典 692 条を除き、本規則の規定からそれることのない範囲で、同法典第 V 部第 X II 編の規定に従う。

274 条：清算人または追及する債権者の請求によってなされた不動産差押えによる売却を命じる命令は、本規則 268 条にいう事項のほか、民事訴訟法典 673 条 2 項 5 号、6 号、7 号が求める事項を記載する。

275 条：不動産が異なった大審裁判所の管轄に所在するとしても、主任官は、清算人または債権者に同時に複数の不動産の売却を許可することができる。主任官は、これらの財産の売却が各不動産の所在地を管轄する大審裁判所、または債務者の住所または事業の本店を管轄する大審裁判所に係属すべきかを決める。

276 条：任意競売による売却を命ずる命令は、本規則 268 条にいう事項のほか、民事訴訟法典 673 条 2 項 4 号、5 号が求める事項を記す。命令は競売を

行う公証人を選任する。

277 条：公証人は、競売のために定めた日の少なくとも 2 ヶ月前に、その事務所に置かれ台帳を閲覧して、前記の日の少なくとも 1 ヶ月前までに、申立てまたは意見を記録しなければならないことを、命令の公表後に表の上に記載された債権者に、受取確認依頼付き書留便によって、通知する。同じ書状で、公証人は債権者を売却に呼び出す。

債権者が申し立てるならば、清算人の最初の期日への出頭の呼び出しにより、8 日以内に大審裁判所に係属しなければ、失権する。債権者はすぐに公証人に通知し、公証人がその申立てに異議を述べるべく他の者に催告する。決定は清算人によって公証人に通知され、公証人は必要があれば台帳を修正する。

清算人、債務者と記載された債権者は遅くとも 1 ヶ月前に公証人によって売却に呼び出される。

278 条：競売は検事局なしに行うことができる。競売が値決めをした価格に達しなければ、公証人は最高のオファーを確認し、仮にこのオファーの値で落札することができる。値決めをした主任官は、公証人または関係人のルケートにより、落札の確定を宣告して売却するか、商法典 L642-18 条に規定された方式の一つに従って再度売却を行うか、命ずる。再度の売却が競売によるならば、主任官は、再度の売却の日、値決めおよび公告方法を定めるが、再度の売却までの期間は 15 日以内であってはならない。

279 条：競売から 10 日間、売却を行った公証人の居住する地を管轄する大審裁判所の書記課への届出により、だれでも十分の一の上乗せによる競売を申し立てることができる。

上乗せによる競売の申立人は、民事訴訟法典 709 条の期間内に、競売執行吏本人またはその住所への司法執行吏による届出を行い、この届出を公証人に通知する。裁判所は上乗せによる競売を有効にする決定により、以前作成した台帳に基づき同じ公証人の前で上乗せによる競売を行う。

第二回の競売が上乗せによる競売の後で行われたときは、いかなる上乗せによる競売も同じ者について行うことはできない。

空競りとなったならば、売却を行った公証人の住所地を管轄する大審裁判所で手続は行われる。競売記録の公式謄本が大審裁判所書記課に提出される。

281 条：任意競売による売却は、民事訴訟法典 701 条、705 条から 707 条、711 条から 713 条、733 条から 741(b)条と 742 条の規定に従う。

282 条：商法典 L642-18 条の規定を適用した、一ないし複数の不動産の相対による売却の許可は各不動産の売却価格と主な条件を定める。

命令は 269 条 1 項に従って通知される。

清算人は、売却に必要な証書を作成する。清算人は管理人の資格で、債務者の不動産の取得者となることはできない。

283 条：裁判上の清算を宣告する決定において、または事後的に、商法典 L642-18 条 6 項にいう猶予⁽²³⁾を認める決定は、債務者が負担すべき占有料を定める。

第 2 小節：他の財産の売却

284 条：フォン・ド・コメルスの譲渡の場合、譲受人は登記の抹消を主任官に求めることができる。譲受人は申立てに登記簿、滌除の方式の充足の証拠またはそれを免除する登記債権者の合意および売却費用の事前の納付の証拠を添付する。

裁判所書記課は、登記の解除に応じない債権者に、書記課への届出または受取確認依頼付き書留便によって、対価の支払いがないことを理由とする登記の抹消申請に対して 30 日間異議を述べる旨を、受取確認依頼付き書留便によって知らせる。

(23) 新倒産法 L642-18 条 6 項は、「農業経営者の裁判上の清算の場合、裁判所は、債務者の個人的、家族的事情を考慮し、主たる住居の家を退去する期間について猶予を与えることができる」と規定する。

285 条：商法典 L642-18 条と L642-19 条を適用してなされた命令は、債務者と監査委員に通知される。

第 3 節：共通規定

286 条：商法典 L642-22 条を適用して、事業譲渡と資産の換価の公告は、裁判上の受任者によりインターネット経由で入手可能な電磁サービス的手段により行われる。

すべての事業譲渡は新聞公告の対象となる。その範囲は主任官によって定められる。主任官は小額の財産について新聞公告を行うべきか決定する。

287 条：商法典 L642-24 条を適用し、主任官に、清算人に妥協するまたは和解することを認める余地があるならば、書記課は呼出状に清算人のルケートの写しを添付して、期日の 15 日前に債務者を呼び出す。

妥協または和解が裁判所の認可を要するならば、債務者は同じように呼び出される。

第 III 章：債務の履行

第 1 節：債権者への支払い

288 条：売却が商法典 L643-2 条を適用して債権者により進められたときは、価格はこの債権者の合意を得て主任官が定める。

289 条：商法典 L643-3 条の根拠に基づき、債権者の申立てを受けた主任官は、清算人の意見を徴し、仮払いを求められた債権の確定許可の証拠書類を見て、場合によっては前記条項 2 項に定める保証を見た上で、判断する。

資金は、払うべきまたは以後に払うべき他の債権の存在、金額、順位に応じて決められた金額まで配分される。

主任官の命令により、不当に払われた資金は清算人の請求あり次第返される。

290 条：競落人は抵当権局にその日付から 2 ヶ月以内、また控訴された場合

は確定決定の2ヶ月以内に、競売証書または決定を公表させ、これがない場合には、空競りとして再競売される。

競売から3ヶ月以内に、競落人は売却が確定的になった日から支払日までの法定利息を含めた競売対価全部を、清算人によって国立貯蓄供託金庫に開設された口座に振込む。この期間を過ぎた場合、清算人は受取確認依頼付き書留便によって支払いを求め、支払いがなければ、空競りとして再競売される。

相対の売却の場合、売却を担当する公証人は、受取り次第清算人に対価を渡す。

売却の対価は、取得者が滌除の手続を完了したことまたはそれを行うことを登記債権者が免除したことを証する限り、清算人による天引きの対象とならない。

上乘せによる競売の場合、対価は遅滞なく、公証人を通じて、取得者から清算人に返される。

291条：売却の公表あり次第、清算人は民法典2196条に従い、債権者間の順位に従って決済し、対価の配当をおこなうため、抵当権保全吏に登記を求める。

相対の売却の場合、清算人は職権で、または取得者あるいは関係者の求めにより、民法典2181条以下に規定された滌除の様式を取得者が完了し、国立貯蓄供託金庫に対価が支払われた後、順位に従った配当手続を行う。

292条：前所有者の権利により登記され、追求権のある債権者は受取確認依頼付き書留便によって、通知から1ヶ月以内に順位に従った配当手続に債権を届け出る義務があることを通知される。この通知には本条2項と3項を転載する。

債権届けには、財産上の担保を記す。元本、利息、附帯金の明細と証拠書類が届出に添付される。

1項にいう期間内に届出がない場合、債権者は配当に加わる権利を失う。

293 条：競売による売却対価の支払い、または相対の場合の取得者による滌除の形式の完了後、清算人は登記、認可債権、商法典 L641-13 条にいう債権の一覧表を見て、弁済順位表を作成する。それが有益と判断するならば、清算人は登記した債権者、競落人、取得者を呼び出すことができる。同表は手続が行われる裁判所書記課に提出される。すべての者は同表を閲覧することができる。

書記課は、債権者と競落人または取得者に、一ないし複数の法定公告誌と民商事公報に、最初の掲載が行われ、298 条に定める上訴の期間を付記した法定公告誌名を含めて掲載することにより、弁済順位表を知らせる。

書記課はさらに、主任官が免じないかぎり、弁済順位に従って記入された各債権者と不動産上に登記のある各債権者に対して、その選定住所宛てに弁済順位の写しを送り、298 条に定める期間と上訴手段を記す。

弁済順位表は、労働法典 L143-11-4 条にいう機関があらかじめ請求したときこの機関に送られる。

294 条：異議がなければ、清算人は 298 条 1 項に定める期間の満了後 15 日以内に、順位に従った配当手続を進めなければならない。清算人は裁判上の清算手続が行われた裁判所の書記課に順位に従った配当手続の終結記録を提出する。

順位に従った配当手続の終結記録の提出により、債権者の弁済順位は元本と利息について確定する。ただし、このように定められた金銭の利息は国立貯蓄供託金庫が付する利率で債権者の利益として進行する。

295 条：売却の対価が 290 条に定める方法に従って支払われ、債権者が登記の解除を認めないときは、清算人は登記の抹消を宣告させる。このために、清算人は裁判上の清算手続が行われた大審裁判所、またはこの手続が行われた裁判所の裁判官に申し立てる。清算人はその申立てに、登記簿、弁済順位表と民事訴訟法典 713 条にいう売却費用の事前の納付の証拠書類を添付する。清算人が弁済順位の終結記録を作成したときは、これを送る。

滌除の方式の完了と売却対価の支払いの後、取得者は前項にいう裁判所の裁判官に登記の抹消の宣告を求めることができる。取得者は申立てに登記簿、滌除の方式の充足の証拠またはそれを免除する登記債権者の合意および売却費用の事前の納付の証拠を添付する。

裁判所書記課は、登記の解除に応じない債権者に、選定住所に宛てて、書記課への届出または受取確認依頼付き書留便によって、対価の支払いに対して30日間異議を述べるができる旨を、受取確認依頼付き書留便によって知らせる。

裁判官は異議について判断し、登記の抹消を命ずる。

296条：清算人は、抵当権保全吏に順位に従った配当手続の終結記録、登記の抹消を宣告する裁判官の命令または債権者が登記の解除を認める証書を渡す。

保全吏は登記の抹消を行うが、上記の1992年7月31日規則260条以下に定める確定的登記を行わなければならない。

297条：清算人は抹消と商法典L641-13条に定める規則に従った弁済順位の費用を定める。清算人はさらに、有益な順位の弁済順位の各債権者の費用を払い、彼らに払うべき金額を定め、支払いを行う。

298条：異議は、民商事公報への弁済順位表の提出を通知の掲載から30日以内に行う。異議は、裁判上の清算手続が行われた大審裁判所またはこの手続が行われた裁判所の書記課への届出により行われる。

異議は、書記課への届出から10日以内に、司法執行吏の証書によって問題となった債権者と清算人に通知されなければ受理されない。この証書は債権者と清算人が通知から15日以内に弁護士を立てなければならないことを記す。

異議は民事訴訟法典761条から764条、766条と768条の規定に従う。

299条：異議が述べられても、清算人は順位に従って決済し、異議を述べられた債権に劣後する債権に支払い名義を渡す。清算人は異議ある債権につい

て十分な金銭を留保して、それに劣後する債権について決済することもできる。

300 条：控訴期間の満了後 8 日以内、また控訴がある場合には決定の送達から 8 日以内に清算人は、294 条から 297 条に従い、異議ある債権とそれに劣後する債権を順位に従って確定的に決済する。

301 条：順位に従った配当の途中で、空競りの競売があった場合、確定的決済後であっても、清算人は弁済順位、競売の結果に従った記録に記載された債権者に払うべき金銭額を変更し、対応する支払いを実行する。

302 条：本節の適用については、宛先に渡すことができず清算人に通知状が戻された場合には、清算人は送達の手続を取る。

第 2 節：裁判上の清算の終結

303 条：資産不足は、債務者の資産の換価と事業または債権者の利益のための訴訟と手続の結果が部分的にも債権者を満足させることができないときをいう。

304 条：書記課は裁判所が定めた期間の満了の 2 ヶ月前に、商法典 L643-9 条 1 項を適用して手続の終結の検査のために、司法執行吏の証書によって債務者を呼び出す。書記課は清算人と監査委員に期日を通知する。

同条 3 項を適用したときは、前項にいう呼出しと通知を行う。ただし、債務者、または債権者が申立人のとき債権者は、書記課の注意の下、受取確認依頼付き書留便によって呼び出される。

305 条：裁判所は清算人の報告に基づいて手続終結を判断する

債務の消滅または不足により手続の終結を宣告する決定は、63 条にいう公告の対象となる。決定は書記課により債務者に通知される。

裁判所が決定により、債務者に対するすべての債権者の個々の訴えの再開を許可するときは、裁判所は公告にその旨を記す。この場合、決定は書記課の注意の下に、宣告から 8 日以内に債務者に送達される。

この許可が手続終結を宣告する決定の後のときは、裁判所の決定は同様に公告の対象となり、同様に債務者に送達される。

306 条：任務完了後 2 ヶ月以内に、清算人は 151 条と 152 条にいうところに従い任務終了報告を提出する。153 条が適用される。

307 条：債務者が通貨金融法典 L131-73 条を適用して取られた小切手振出禁止措置の対象であるならば、清算人は債務者の名で記録されている小切手支払い事故の解除をフランス銀行によって行わせ、これを書記課に提出する。書記課は手続開始決定後 5 年間この解除を保存する。

308 条：商法典 L643-12 条の適用については、債務者は小切手振出禁止を生じた金融機関において、終結決定の写しを渡すことによってその停止を求め、そこに事故の解除を添付する。

禁止をした金融機関は、平常化のため禁止を解除することをフランス銀行に通知する。

309 条：債権が確定し、商法典 L643-11 条に従い個別の追及権を回復した債権者は、ルケートによる裁判長の命令によって、同条 V に定める名義を得ることができる。同条 II にいう保証人または共同債務者は同様に、支払いの実行の証拠書類に基づき執行名義を得ることができる。

債権が手続において確定したときは、手続を開始した裁判長に権限がある。債権が調査されていないときは、裁判所の権限は一般法の規定により決まる。

命令は債権者の確定と財産の不足による終結決定を対象とする。命令は支払命令を含み、書記課により執行文を付与される。

L643-11 条 I, II, III に定める場合、命令は債務者を審尋し、呼び出して行う。

310 条：商法典 L643-12 条の適用により、停止の対象となっていた小切手振出しの禁止措置が債権者による個々の追求権の回復後に効力を得るならば、同法典 L643-11 条最終項に規定された執行文を付与された命令は、書記課に

より、追及する債権者の費用で、フランス銀行に、308 条にいう小切手支払い事故の解除を付けて、通知される。

311 条：裁判所は債務者を審尋し、適式に呼び出した後、商法典 L643-13 条に定める裁判上の清算手続の再開について判断する。手続再開の決定は 61 条と 63 条の通知と公告の対象となる。決定は債務者に送達され、場合によって申立人債権者に通知される。

第 IV 章：簡易の裁判上の清算

312 条：裁判所は、書記課に提出された清算人の報告を見て、債務者を審尋し、適式に呼び出した後、商法典第 VI 部第 IV 編第 IV 章に定める簡易な裁判上の清算規則による手続の適用について判断する。

簡易な裁判上の清算規則による手続の適用の決定は、63 条に定める公告の対象となる。

313 条：債権の調査と確定および財産の換価の手続の後に清算人により作成される配当案は、書記課に提出され、そこですべての関係者は閲覧することができる。提出通知は、民商事公報と法定公告誌に公表される。

すべての関係者が主任官に対して配当案に異議を述べる期間は、商法典 L644-4 条を適用し、この通知の公表から 1 ヶ月とする。

314 条：主任官が配当案に対して述べられた異議について判断する決定は、313 条に定める公告措置の対象となる。決定は、書記課によって関係の債権者に通知される。関係の債権者は 67 条に定める期間と形式に従って上訴することができる。

315 条：裁判所が商法典 L644-6 条を適用して、簡易な裁判上の清算規則を適用しないときは、書記課により受取確認依頼付き書留便によって債務者を呼び出す。

裁判所は清算人の報告を見て判断する。

簡易な裁判上の清算規則の適用を終了させる決定は、63 条に定める公告の対

象となる。

第 V 章：責任と制裁

第 1 節：資産不足の責任

316 条：商法典 L651-2 条に定める場合について判断する権限のある裁判所は、法人の救済、裁判上の更生と清算手続を開始または宣告した裁判所とする。

317 条：商法典 L651-3 条の適用について、責任訴訟を提起するように裁判上の受任者に催告するのは、少なくとも 2 名の債権者監査委員により行われなければならない。この訴えは、この催告が受取確認依頼付き書留便によって裁判上の受任者に宛てられたが、催告の受領から 2 ヶ月間回答がない場合のみ受理される。

318 条：商法典 L651-4 条の適用については、裁判所に選任された裁判官は、その異議が報告に記入されたすべての者を選択して同席させることができる。この報告は書記課に提出され、書記課により検事局に通知される。

問題となった一ないし複数の経営者は書記課により、報告を閲覧することができ、司法執行吏の証書によりまたは 173 条に定める形式により、少なくとも 1 ヶ月前に評議部に呼び出されることを通知される。

裁判所は監査委員を審尋し、適式に呼び出した後、選任した裁判官の報告に基づき判断する。

319 条：法人の経営者がすでに救済、裁判上の更生または清算手続に服しているときは、同人が負担すべき金額は、それが服している手続において選任された法定代理人または清算人の参加を得て判決される。有責の判決は、書記課によって経営者が服している手続の債権表に付記され、それを行う権限のある書記課に渡される。

320 条：商法典 L651-2 条⁽²⁴⁾を適用してなされた判決は、書記課により共和国検事に通知される。

第 II 章：会社の債務の義務

321 条：商法典 L652-1 条⁽²⁵⁾に定める場合について判断する権限のある裁判所は、法人の救済、裁判上の更生または清算手続を開始または宣告した裁判所とする。

317 条から 319 条が適用される。

322 条：商法典 L652-1 条を適用してなされた判決は、書記課により共和国検事に通知される。

第 III 章：個人破産とその他の禁止措置

323 条：商法典 L653-7 条にいう裁判上の受任者が同法典 L653-3 条から L653-6 条に定める事実を知ったときは、共和国検事と主任官に通知する。

L653-8 条の適用については、支払停止について考慮される日は、L631-8 条を適用して考慮された日と異なることはできない。

324 条：商法典 L653-7 条の適用については、問題となった一ないし複数の経営者は、318 条 2 項に定める形式により呼び出される。同じく L653-7 条の適用については、制裁の訴えを提起するように裁判上の受任者に行われる催告は、少なくとも 2 名の債権者監査委員によって渡される。この訴えは、この催告が受取確認依頼付き書留便によって裁判上の受任者に宛てられたが、催告の受領から 2 ヶ月間回答がない場合にのみ受理される。

325 条：刑事訴訟法典 768 条 (5) の適用により犯罪記録に付記された事項と関係なく、商法典 L653-8 条に定める個人破産と禁止は、63 条に定める公告の対象となり、書記課により、本規則 61 条にいう者に宛てられる。

この決定は、場合に応じて、裁判所または控訴院の書記課の注意の下に、制

(24) 新倒産法 L651-2 条は、いわゆる経営者の債務填補責任を規定する。

(25) 新倒産法 L652-1 条は、法人の財を自己の財のごとく処分した経営者、法人を自己のたくらみを隠すものとして使って、個人的利益で商行為を行った経営者などに会社の債務を負担させることを規定する。

裁対象の者に 15 日以内に送達される。

326 条：失権、禁止および無能力の解除の申立ては、すべて宣告した裁判所に対するルケートにより行われる。ルケートには、債務の支払いを行ったことを示す証拠書類、またはその者が商法典 L653-8 条に定める禁止の対象であるときは、同条が定める一ないし複数の事業または法人を経営し管理する能力を示す保証を添付する。この保証は職業教育であってもよい。

裁判所は申立人を審尋し、検事局の意見を徴して判断する。

第 VI 章：詐欺破産とその他の違反

327 条：商法典 L654-17 条の適用については、附帯私訴をするように裁判上の受任者に行われる催告は、少なくとも 2 名の債権者監査委員によって渡される。この訴えは、この催告が受取確認依頼付き書留便によって裁判上の受任者に宛てられたが、催告の受領から 2 ヶ月間回答がない場合にのみ受理される。

第 VI 編：手続一般規定

第 I 章：上訴

328 条：救済、裁判上の更生と清算手続についてなされた決定と命令は、仮に執行することができる。

ただし、商法典 L622-8 条、L626-22 条、L642-25 条 2 項、L651-2 条と L652-1 条および L663-1 条から L663-4 条を適用してなされた決定と命令および L653-8 条に定める個人破産と禁止を宣告する判決は仮に執行することはできない。

新民事訴訟法典 524 条の規定にかかわらず、控訴院第一裁判長は、レフェレを判断して、商法典 L661-6 条 I 第 1 項と同法典 L661-9 条 2 項にいう決定についてのみ、控訴理由が政党と判断されるときにのみ、仮執行を停止することができる。仮執行を停止する第一裁判長の決定の言渡しがあり次第、控

訴訟書記課は第一審裁判所の書記課に通知する。

救済または裁判上の更生手続の開始を判断する決定を除き、商法典 L661-1 条、L661-6 条と L661-11 条にいう決定への検事局の控訴の場合、仮執行は控訴の日から停止する。控訴院第一裁判長は、検事長のルケートにより、控訴裁判の間、保全処分をすることができる。

329 条：救済、裁判上の更生と清算手続、個人破産またはその他の制裁に関してなされた裁判に対する異議は、裁判の言渡しから 10 日間以内に書記課に届け出る。

救済、裁判上の更生と清算手続に関してなされた裁判に対する第三者異議は、同じ方法と同じ期間内に行われる。

ただし、法定公告誌と民商事公報への掲載を要する決定については、期間は民商事公報への公表の日から始まる。法定公告誌への掲載を要する決定については、期間は掲載の公表の日から開始する。

330 条：当事者の控訴期間は決定の通知から 10 日とする。

ただし、債務者が事業の譲渡の計画を決定するまたは却下する決定に控訴することができる期間は、決定の言渡しから 10 日とする。

商法典 L642-1 条 3 項と L642-7 条に定める場合、書記課は言渡しから 48 時間以内に、契約相手方、譲受人または賃貸人に決定を通知する。控訴期間は通知から 10 日とする。

共和国検事の控訴期間は 10 日とする。検事長の控訴期間は 15 日とする。この期間は、61 条に定める形式に従って決定を伝える通知を共和国検事が受領してからとする。

331 条：共和国検事と検事長の控訴は控訴院書記課への控訴の届けの引渡しまたは送付による。

この届出が郵送で行われたときは、控訴の日付は送付の日とする。

共和国検事と検事長の控訴が商法典 L661-6 条と L661-9 条にいう決定または同法典第 V 編第 I 章、第 II 章と第 III 章を適用してなされた判決に対し

てなされたときは、控訴人は、すぐに、いかなる方法でも、裁判所書記課と裁判上の受任者にその旨を通知する。控訴院書記課は通常郵便で債務者と333条4号にいう者にこの控訴を通知する。

332条：企業委員会または地域被用者代表の名において上訴する者、あるいは場合によって被用者の代表は、その権限を証明しなければ、受理されない。

333条：商法典 L661-1条, L661-6条と同法典第 V 編第 I 章, 第 II 章, 第 III 章を適用してなされた裁判に対する控訴は、以下の規定に反しないかぎり、新民事訴訟法典 901条から 925条に定める義務的代理手続の方法に従って審理され、判断される。

- 1) 控訴人でない裁判上の受任者は出頭を命じられなければならない。
いずれの場合においても、検事長は期日を通知される。
- 2) 譲渡計画の決定または却下する決定の控訴は指定期日の手続に従う。
- 3) 上記2号にいう場合のほか、指定期日手続による場合以外は、事案は新民事訴訟法典 910条2項の規定に従って審理される。ただし、部の長は事案を同条最終項に定める方法に従って審理することを決めることができる。
- 4) 企業委員会、または地域従業員代表、あるいは場合によって被用者代表、および場合によっては譲受人、商法典 L642-7条にいう契約相手方、同法典 L642-12条にいう担保権者または営業財産賃借人は、控訴院によって審尋されるために呼び出される。呼出しは、書記課の通常郵便によって行われる。
- 5) 期日に先立つ10日前にはいかなる申立ても受理されない。
- 6) 控訴院は、商法典 L661-6条にいう判決・決定の言渡し後4ヶ月以内に本案を判断する。

334条：控訴院書記課は判決・決定の言渡しから8日以内に、その判決・決定が公告を要する決定を破棄するときは、63条に定める公告措置をとるため、

写しを第一審裁判所の書記課に渡す。

控訴院書記課は、当事者と検事長には受取証と引換えに判決・決定を通知する。この判決・決定を333条4号にいう者に通知する。

335条：検事局による上告は、331条に定める規則に従い、破毀院の書記課への届出により行われる。

第II章：その他の規定

336条：本規則に別の定めがないかぎり以下のとおりとする。

- 1) 新民事訴訟法典の規則は、商法典第VI部により定められた範囲内で適用される。
- 2) 書記課が行う決定の通知は、新民事訴訟法典第I部第XVII編第III章第IV節の規定に従い、受取確認依頼付き書留便によって行う。

337条：商法典第VI部に定める範囲内で、大審裁判所に適用される手続方式は、同部と本規則が規定していない事項については、新民事訴訟法典853条以下により決定される。

本人が出席しないすべての者は、弁護士によってのみ代理される。

338条：債務者のものである資金が第三者によって国立貯蓄供託金庫に供託されるならば、金庫は権利、費用とそこに付帯する登記とともにこの資金を、管理人、計画遂行監督員または清算人の任務を果たす裁判上の管理人によって開設された預金口座に移管する。裁判上の受任者は、取得者とこの担保に付帯する債務の債権者に対して債務を負う。

339条：主任官の初審としての権限を損なうことなく、大審裁判所が管轄する管理人、法定代理人、計画遂行監督員または清算人に対する民事責任の訴えを除いて、商法典第VI部に定める救済、裁判上の更生と清算手続の係属した裁判所は救済、裁判上の更生と清算手続、個人破産またはその他の制裁が係属する。

340条：無管轄の抗弁は、本規則341条、342条と343条の規定に反しない

かぎり、新民事訴訟法典 75 条から 99 条による。

341 条：裁判所が無管轄と言い渡すときは、343 条最終項にいう保全または仮の処分を命ずることができる。

342 条：管轄に異議が述べられたとき、裁判所が管轄ありとするならば、裁判所は本案について判断する。

343 条：商法典第 VI 部の定める手続の一つを、同法典 L662-2 条を適用して他の裁判所に移送することを面前の利害が正当とするときは、この移送は職権によって、係属した裁判所長によって決定され、遅滞なく、一件書類を控訴院第一裁判長、または事案が他の控訴院の管轄であると判断するならば、破毀院第一裁判長に理由のある命令により送る。

移送はまた、係属した裁判所またはそれが管轄ありと判断する裁判所の下の特検事務局の理由のあるルケートにより、控訴院または破毀院の第一裁判長に対して求められる。

この場合、係属した裁判所の書記課は、ルケートを遅滞なく当事者に通知し、一件書類を控訴院または破毀院に引き渡す。手続の開始が判断されていないならば、裁判所は控訴院第一裁判長または破毀院第一裁判所の決定を待つために、判断を猶予する。

控訴院第一裁判長または破毀院第一裁判長は、一件書類を受取ってから 10 日以内に、検事務局の意見を徴して、事案を係属する裁判所を選定する。同様に、控訴院第一裁判長は、面前の利害が他の裁判所に移送することを理由づけると判断するならば、一件書類を破毀院第一裁判長に送る命令をすることができる。

第一審裁判長と控訴院または破毀院の第一裁判長の決定は第一審裁判所または控訴院の書記課によって当事者に通知される。

本条を適用して取られた決定は上訴の対象とならない裁判上の行政措置である。この決定は、当事者と選定された移送の裁判所を拘束する。

第一裁判長の決定を待つて、第一審裁判所は、このための一時的な裁判官と

しての権限により、とくに商法典 L622-4 条に定める注意を果たすために、法定管理人を選任することができる。裁判所はまた、仮処分として、財産の確認と裁判上の清算手続の場合には封印の貼付を命じることができる。

344 条：商法典 L611-3 条を適用して特別代理人の選任が係属した裁判長は、債務者の合意を得て、本規則 343 条 1 項の規定を適用することができる。また、特別代理人の任務の間にそれを行うことができる。

債務者は、ルケートの方法で、控訴院第一裁判長または破産院第一裁判所に移送を申し立てることができる。

この場合、343 条 3 項から 6 項の規定が適用される。

345 条：追求されている債務者または経営者によって、商法典第 VI 部第 V 編第 1 章、第 2 章と第 3 章を適用して取られた措置に関する審理は商法典 L662-3 条 2 項を適用して評議部で行われるべきとする裁判長に対する申立ては、書記課によって記録される。

裁判長によってなされた決定は上訴の対象とならない裁判上の行政措置である。

346 条：検事局は通知されるべき事案について、書記課によって期日を通知される。

対審が検事局の面前で行われなければならないときは、書記課が通知にその旨を記す。

347 条：債務者が職業団体または当局に関するときは、団体、または当局は書記課と手続の機関に代表権限のある者を知らせる。この届出がない場合、その法的代表者がこの機能を遂行する。

348 条：裁判所は救済、裁判上の更生と清算、商法典 L653-8 条に定める個人破産または禁止に関することはすべて主任官の報告に基づき判断する。

ただし、主任官の命令に対する上訴について裁判所が判断するときは報告をしない。

349 条：裁判所による裁判は、商法典第 VI 部に定める手続の一つの開始の

申立ての却下と調停手続に続く和解合意の認可の却下を除き、公開で言い渡す。

350 条：商法典第 VI 部に定める手続に委任される者に関して、同法典 L662-6 条を適用して作成された案件のリストには、関係した個々の債務者について、本規則 53 条が定めるように売上高と被用者数を記す。

裁判上の受任者は、書記課に各四半期末前に、前四半期中の取扱額を、商法典第 VI 部に定める受任の全体として提出する。金額は書記課によって作成されたリストに添付される。

351 条：商法典 L662-6 条に定める情報は、各四半期後 2 ヶ月以内に、書記課によって、国璽尚書兼法務大臣、関係する者を選任した裁判所の下の共和国検事、地方裁判官監察官、上記の 1985 年 12 月 27 日規則番号 85-1389 第 55 条にいう調整裁判官および法定管理人・代理人全国評議会に知らされる。

第 VII 編：その他の規定

352 条：商事会社に関する上記の 1967 年 3 月 23 日規則 251-1 条と 251-2 条を次の規定に差し替える。

「251-1 条：株式会社では、商法典 L234-1 条 1 項に定める情報は、監査役が通知された書類の監査の際に発見した事項すべて、またはその任務の遂行で知ることになった事実をいう。この情報提供は、遅滞なく、受取確認依頼付き書留便によって行う。

取締役会または董事役会会長は上記の情報の受領後 15 日以内に受取確認依頼付き書留便によって回答する。

商法典 L234-1 条 2 項に定める監査役による取締役会、または監事会の討議の要求は、取締役会または董事役会会長の回答、または前項の定める期間内に回答がないことの確認後 8 日以内に、受取確認依頼付き書留便によって行う。この要求の写しは遅滞なく、監査役により裁判長に受取確認依頼付き書留便によって送られる。

取締役会または董事役会会長は、監査役の書面受領後 8 日以内に、取締役会または監事会を指摘された事実について討議するために招集する。監査役は同様にこの期日に招集される。討議は、同文書の受領後 15 日以内に行う。

取締役会または監事会の議事録抄本は、裁判長、監査役、企業委員会、またはそれがなければ地域従業員代表に、会の後 8 日以内に受取確認依頼付き書留便によって送られる。

取締役会または董事役会会長の回答がない場合、または決議にかかわらず、事業の継続が危ういときは、監査役は指摘した事実について討議するために株主総会を招集させる。この請求は会の決議の受領後または期限の徒過後 15 日以内に受取確認依頼付き書留便によって送られる。請求状には監査役の特別報告を添付し、これは取締役会または董事役会会長によって受領後 8 日以内に、企業委員会、またはそれがなければ地域従業員代表に通知される。

取締役会または董事役会は、監査役の請求後 8 日以内に、上記の 1967 年 3 月 23 日規則 120 条以下に定めるところに従い、株主総会を招集する。株主総会は、いずれの場合でも、遅くとも監査役に通知から 1 ヶ月以内に開かれなければならない。

取締役会または董事役会の不作為の場合、監査役は取締役会または董事役会に与えた期間の満了から 8 日以内に、株主総会を招集し、議題を定める。監査役は、必要な場合には、同じ県の中で、定款で定められた場所以外の開催場所を選択することができる。この場合、総会の費用は会社の負担とする。

L234-1 条最終項を適用して、監査役がその行為を裁判長に通知する際、この情報提供は、遅滞なく、受取確認依頼付き書留便によって行う。情報には、裁判長の情報として有益な書類の写しおよび決議では不足することの理由を付す。

251-2 条：株式会社以外の会社では、商法典 L234-2 条に定める説明の要求は、監査役が通知された書類の監査のときに発見した事項すべて、またはその任務の遂行で知ることになった事実に関するものとする。これには、遅滞なく、

受取確認依頼付き書留便によって回答しなければならない。

経営者は説明要求の受領後 15 日以内に受取確認依頼付き書留便によって回答し、要求と回答の写しを同じ形式と期間内に企業委員会、またはそれがなければ地域従業員代表と監事会があればそこに送る。回答には、状況分析を行い、必要な場合には直面する手段を述べる。監査役は遅滞なく、受取確認依頼付き書留便によってこの手続の存在を裁判長に通知する。

L234-2 条 2 項に定める事実について総会で討議することの要求は、経営者の回答受領後またはその期間満了から 15 日以内に監査役によって送られる。この要求には監査役の特別報告を添付する。この要求の写しは遅滞なく、監査役により裁判長に受取確認依頼付き書留便によって送られる。

受領後 8 日以内に、経営者は監査役の要求状と特別報告を企業委員会、またはそれがなければ地域従業員代表に通知し、総会を招集する。経営者は 8 日以内に総会を招集する。総会は、いずれの場合でも、遅くとも監査役に通知から 1 ヶ月以内に開かれなければならない。

経営者の不作為の場合、監査役は経営者に与えられた期間満了から 8 日以内に総会を招集する。監査役は、議題を定め、必要な場合には、同じ県の中で、定款で定められた場所以外の開催場所を選択することができる。この場合、総会の費用は会社の負担とする。

L234-2 条最終項にいうところに従い、監査役がその行為を裁判長に通知する際、この情報提供は、遅滞なく、受取確認依頼付き書留便によって行う。情報には、裁判長の情報として有益な書類の写しおよび決議では不足することの理由を付す。」

353 条：上記の 1984 年 5 月 30 日規則を次のとおり改正する。

a) 36-1 条第 1 節の中で、「2006 年 1 月 1 日以前に開始された」を「事業の裁判上の更生または清算手続」と「商法典を適用して」の間に挿入する。

b) 下記のとおり 36-1-1 条を加える。

〔36-1-1条：2006年1月1日以降開始された救済，裁判上の更生または裁判上の清算手続において取られた次の決定は登記に付記される。

- 1) 救済または裁判上の更生手続開始と選任された裁判上の受任者名と場合によって管理人に与えられた権限
- 2) 救済手続を裁判上の更生手続への変換と管理人に与えられた権限
- 3) 観察期間の延長
- 4) 管理人の権限変更
- 5) 商法典 L622-10条または L631-15条を適用した事業活動の一部の譲渡の命令
- 6) 救済または更生計画の決定と計画遂行監督員名
- 7) 救済または更生計画の決定の変更
- 8) 救済または更生計画の解除宣告
- 9) 救済または裁判上の更生手続の終了またはその終結
- 10) 支払停止日の変更
- 11) 裁判上の清算の開始または宣告と清算人名
- 12) 裁判上の清算の場合の事業活動の遂行許可と場合によって選任された管理人名
- 13) 簡易な裁判上の清算規則の手続への適用
- 14) 簡易な裁判上の清算規則の手続の終了
- 15) 裁判上の更生または裁判上の清算手続の途中での事業の譲渡計画決定
- 16) 譲渡計画の変更
- 17) 譲渡計画の解除
- 18) 債務の解消または資産不足による手続の終結宣告
- 19) 商法典 L653-8条に定める個人破産または禁止の宣告と宣告された措置の期間の表示
- 20) 裁判上の受任者の交替
- 21) 裁判上の清算手続の再開〕

c) 37 条について、「35 条, 36 条と 36-1 条」を「35 条, 36 条, 36-1 条と 36-1-1 条」に置き換える。

d) 39 条について、「36-1 条」の後に、「36-1-1 条」を加える。

e) 下記のとおり 44-1-1 条を加える。

「44-1-1 条：以下のときは、36-1-1 条にいう決定に関する付記を抹消する。

1) 商法典 L622-12 条を適用して救済手続を終了させる

2) 同法典 L631-16 条を適用して更生手続を終了させる

3) 同法典 L626-28 条を適用して救済または更生計画の遂行の完了を証する」

f) 71 条を以下のとおり改める。

1) 「1」を「2」に置き換え、「1986 年 1 月 1 日以降開始された手続について」を「1986 年 1 月 2 日から 2005 年 12 月 31 日に開始された手続について」に変更する。

2) 「2」「3」「4」「5」「6」をそれぞれ「3」「4」「5」「6」「7」に置き換える。

3) 以下のとおり 1 号を挿入する。

「1：2006 年 1 月 1 日以降開始された手続については以下のとおりとする。

a) 救済手続に関して、商法典 L622-12 条を適用した手続の終結の場合と同法典 L626-28 条を適用して確約された計画の履行の場合に行われた決定

b) 裁判上の更生に関して、商法典 L631-16 条を適用した手続の終結の場合と同法典 L631-21 条と L626-28 条を適用して確約された計画の履行の場合に行われた決定

c) 裁判上の清算に関して、債務の消滅による終結の場合に行われた決定

d) 法人の負債の負った同法人の経営者またはその一部が支払う場合、同法典 L651-2 条または L652-1 条を適用して、経営者の全部または部分的に負担させることの決定

e) 債務の消滅、失権の全部の解除または大赦による終結の場合、同法典 L653-8 条に定める個人破産または禁止を宣告する決定」

354 条：以下の規定は廃止される。

- 1) 事業の窮境の予防と和解的整理に関する 1984 年 3 月 1 日法律番号 84-148 の適用に関する 1985 年 3 月 1 日規則番号 85-295 の 22 条から 26 条と 35-1 条から 39-2 条
- 2) 1985 年 1 月 25 日法律番号 85-98 の 2 条と 7 条の適用に関する 1985 年 12 月 27 日規則番号 85-1387
- 3) 25-1 条と 74 条を除き、事業の裁判上の更生と清算に関する 1985 年 12 月 27 日規則番号 85-1388 の 1 条から 175 条

ただし、361 条に反しないかぎり、2006 年 1 月 1 日以前に開始された手続はこれらの規定による。

355 条：上記の 1985 年 12 月 27 日規則番号 85-1389 は以下のとおり改正する。

I : 3 条 3 項 3 節と 4 節は以下の節に置き換える。

「証明書は、選ぶべきメンバーの名前が少なくとも有効とする。証明書が選ぶべきメンバー以上を含むときは選出者によって示された優劣に従って、登録された最初の三人の名を考慮する。」

II : 13-1 条については以下のとおりとする。

- 1) 1 項については以下のとおりとする。
 - a) 「教育」の後に「後期中等」を挿入する。
 - b) 「同じ水準」は「同等の水準」に置き換える。
- 2) 3 項と 4 項については、「加盟国」の後に「または部分」を挿入する。
- 3) 5 項については、次の節を加える。

「ただし、申請者によって保有された一ないし複数の資格が職業遂行に向けて直接方向付けられた規制された養成であることを証するときは、2 年間の職業経験は要求されない」

- 4) 6 項については、「関係者は」を「職業経験の過程で得た知識が無益な証明となった場合を除き、関係者は」に置き換える。

5) 10 項については、「最初の養成」のあとに「およびその職業経験」を挿入する。

Ⅲ : 27 条 2 項については、「全国評議会会長または代理人」を「政府委員」と「仮にあれば」の間に挿入する。

Ⅳ : 45-1 条については以下のとおりとする。

1) 1 項については以下のとおりとする。

a) 「教育」の後に「後期中等」を挿入する。

b) 「同じ水準」は「同等の水準」に置き換える。

2) 4 項と 5 項については、「加盟国」の後に「または部分」を挿入する。

3) 5 項については、次の節を加える。

「ただし、申請者によって保有された一ないし複数の資格が職業遂行に向けて直接方向付けられた規制された養成であることを証するときは、2 年間の職業経験は要求されない」

4) 6 項については、「関係者は」を「職業経験の過程で得た知識が無益な証明となった場合を除き、関係者は」に置き換える。

5) 10 項については、「最初の養成」のあとに「およびその職業経験」を挿入する。

Ⅴ : 第 VII 章を廃止する。

356 条 : 上記の 2004 年 6 月 10 日規則 108 条 6 項の 2 節については、「教授」と「講師」の間の「および」を「または」に置き換え、「おのおの」を削除する。

同条同項 3 節の「おのおの」を削除する。

357 条 : 新民事訴訟法 425 条 2 号を次のとおり置き換える。

「2 : 救済、裁判上の更生と裁判上の清算の手続、会社経営者の金銭的責任と商法典 L653-8 条に定める個人破産または禁止に関する原因」

358 条 : 労働法典第 I 部第 IV 編第 III 章に、「労働債権の優先と保証」の標題の第 2 節を加え、以下のとおりの R143-4 条を加える。

「R143-4条：L143-11-7条7項に定める期間は、法定代理人による資金請求をL143-11-4条にいう機関が受領してから10日とする。」

359条：司法組織法典R821-3条について、以下のとおり2項を加える。

「法務大臣によって作成された一般記録の指示を適用する。」

360条：本規則は2006年1月1日から施行する。

361条：本規則は以下の規定を除き、現在係属中の手続に適用されない。

- 1) 第Ⅳ編第4章
- 2) 裁判上の更生については、158条と159条
- 3) 226条と306条
- 4) 309条
- 5) 316条を除き、第Ⅴ編第1章と第2章
- 6) 324条

第Ⅷ編：海外県の特則

362条：本規則の規定は、358条を除き、マイヨット、ワリス・フツナ諸島に適用される。

労働法典の規定に関する事項は、同じ目的で地域的に適用する規定がある場合にのみ適用される。

355条は裁判上の管理人に関しては、ワリス・フツナ諸島に適用されない。

363条：第Ⅰ編第2章と352条の規定はヌーベル・カレドニーに適用される。

364条：労働・社会一体化・住宅大臣、国璽尚書兼法務大臣と海外大臣は、それぞれ関係分野について、フランス共和国官報に掲載される予定の本規則の施行を担当する。

2005年12月28日パリ

首相 ドミニク・ド・ヴィルパン

127- フランス倒産規則 仮訳 (二・完) (小梁)

国璽尚書兼法務大臣バスカル・クレマン

労働・社会一体化・住宅大臣

ジャン・ルイ・ポーロー

海外大臣

フランソワ・バロワ